

随意契約理由書

担 当 課
総務課

契約内容	契約件名	人事給与システム導入業務			
	業務概要	パッケージシステムの調達，環境設定，データの移行（移行データの照合・確認及び修正作業を含む），操作研修等			
	契約金額	金880,000円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和3年11月1日			
	契約期間	令和3年11月1日 ～ 令和4年3月31日			
	契約の相手	東京都江東区東陽2-3-25 株式会社内田洋行			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>人事給与システムは、人事管理業務及び給与管理業務を行うためのシステムである。</p> <p>両業務とも、大量のデータを短期間に確実に処理する必要があるため、システムの安定性や効率性が求められる。また、職員等の個人情報を取り扱うため、情報セキュリティ面での安全性も重要である。さらに、給与等支給事務においては市財務会計システムや千葉県市町村職員共済組合とのデータ連携が必要であり、これらの確実性も求められる。</p> <p>以上により、契約の相手方の選定に際しては、価格のみならず総合的な見地から判断する必要があり、プロポーザル方式を採用した。</p> <p>1者から企画書の提出があり、審査委員会を開催し提案内容の審査を行った結果、契約の相手方として適当であると判断されたため、上記事業者と契約を締結するものである。</p>					

随意契約理由書

担 当 課
総務課

契約内容	契約件名	人事給与システム運用・保守管理業務			
	業務概要	システムの運用管理，障害対応，ソフトウェア・アプリケーション保守等			
	契約金額	金8,250,000円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和3年11月1日			
	契約期間	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日			
	契約の相手	東京都江東区東陽2-3-25 株式会社内田洋行			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
<p>人事給与システムは、人事管理業務及び給与管理業務を行うためのシステムである。</p> <p>両業務とも、大量のデータを短期間に確実に処理する必要があるため、システムの安定性や効率性が求められる。また、職員等の個人情報を取り扱うため、情報セキュリティ面での安全性も重要である。さらに、給与等支給事務においては市財務会計システムや千葉県市町村職員共済組合とのデータ連携が必要であり、これらの確実性も求められる。</p> <p>以上により、契約の相手方の選定に際しては、価格のみならず総合的な見地から判断する必要がある、プロポーザル方式を採用した。</p> <p>1者から企画書の提出があり、審査委員会を開催し提案内容の審査を行った結果、契約の相手方として適当であると判断されたため、上記事業者と契約を締結するものである。</p>					